

会議要旨

【開催概要】

会議名称	令和6年度 第1回富田林市子ども・子育て会議
開催日時	令和6年5月28日(火) 15:30~17:15
開催場所	市役所3階 庁議室
出席委員	・井上委員(会長)・峯委員・永田委員・大熊委員・山下委員 ・大道委員・竹田委員・辻委員・森委員・廣崎委員・岩井委員 ・岡野委員・松田委員・北谷委員 (計14名)
欠席委員	・恒川委員・福田委員・吉田委員・北代委員
事務局	こども未来部：寺元部長 こども政策課：小島次長兼課長、大堀課長代理兼政策係長、 廣谷主幹兼給付支援係長、菖蒲副主任 こども育成課：辻野次長兼課長、森参事兼課長代理 子育て応援課：谷田課長代理 教育指導室：山口参事兼学事係長 (株)ぎょうせい：今中氏、安井氏、井川氏、渡辺氏
配布資料	資料1 富田林市子ども・子育て会議 委員名簿 資料2 富田林市子育て支援に関するニーズ調査結果報告書 参考資料1 富田林市こどもの権利に関する条例制定に向けた取組について 参考資料2 令和6年度「こども誰でも通園制度」試行実施について 参考資料3 保育所等の認可定数の推移及び待機児童について 参考資料4 富田林市(仮称)こども家庭センターの設置について
会議次第	1. 開会 2. 吉村市長あいさつ 3. 委員および事務局自己紹介 4. 案件 ・第3期富田林市子ども・子育て支援事業計画の策定に係る利用希望把握調査(ニーズ調査)の集計結果報告について 5. その他 (1) 富田林市こどもの権利条例制定に向けた取組について (2) こども誰でも通園制度の試行実施について (3) 保育所等の認可定数の推移及び待機児童について (4) 富田林市(仮称)こども家庭センターの設置について 6. 閉会
公開/非公開	公開
傍聴者	1名
その他	なし

【議事要旨】

	<p>1. 開会 (事務局)</p> <p>2. 吉村市長あいさつ</p> <p>3. 委員および事務局自己紹介 (各委員および事務局)</p> <ul style="list-style-type: none">・配布資料確認 <p>4. 案件</p> <ul style="list-style-type: none">・第3期富田林市子ども・子育て支援事業計画の策定に係る利用希望把握調査(ニーズ調査)の集計結果報告について
事務局 事務局	<ul style="list-style-type: none">●資料2「富田林市子育て支援に関するニーズ調査結果報告書」を用いてニーズ調査結果について説明 (説明省略)
会長	◇事務局から説明のあった内容について、委員の皆さんの質問や意見をうかがう。
事務局	<ul style="list-style-type: none">●本日欠席されている恒川委員よりメールにて寄せられた質問および意見を紹介。①集計結果における無回答について、ウェブ方式の調査において例示(単数回答の設問を複数回答など)のような回答規則違反はシステム上未然防止できたのではないか。②33ページの「保護者の就労状況等に基づく家庭類型」の「タイプB」(夫婦ともにフルタイム)のケースは、子の年齢が上がるに従い割合が低下しているが、この理由をどのように推定するか。タイプBには夫婦いずれかが産休・育休中のケースも含まれており、それによる影響もあるとの理解でよいか。③調査結果全体を通じて「多いニーズ」から施策に反映されるのは当然だが、「少ないニーズ」に支援の芽があることを意識したい、という内容であった。
事務局	<ul style="list-style-type: none">●①については、例示がわかりにくいとわかりやすく修正する。②については、「タイプB」は「夫婦ともにフルタイム」と記載あるが、委員ご指摘のとおり、両親のいずれかが産休育休取得中であるケースも含まれ、育休取得後にパートタイム就労への切り替え等が増える、といったことも考えられる。(産休・育休の扱いについて)説明不足だったため、補記する。
会長	◇他に質問・意見はないか。 (なしのため、本案件の審議は終了)
	<p>5. その他</p> <p>(1) 富田林市こどもの権利条例制定に向けた取組について</p>
事務局	<ul style="list-style-type: none">●参考資料1「富田林市こどもの権利に関する条例制定に向けた取組について」を用いて説明。 (説明省略)

委員	◇資料の「4. 条例を踏まえた取組」①は、権利救済のための窓口ができるということか。窓口に行けるような人は、相談ができる人。子どもは大人以上に困りごとの説明をするのが難しい。日常的に行ける場所で困りごとを持つ子どもをすくい上げ、関係各所につなぐべき。窓口の設置は、子どもに身近なものにしてほしい。
事務局	●弁護士等による窓口設置に加え、電話や SNS を活用した方策なども検討していきたい。委員ご指摘のとおりと考えるので、条例制定のプロセスの中で、今後の相談対応や権利救済の仕組みについても、学校やフリースクール等の関係機関と意見交換をしながら進めていきたい。
委員	◇条例制定の流れについて、市民はどのように知ることができるか。また子どもたちが関わることなので、子どもたちにも平等に知らせなければと思う。
事務局	●毎月発刊している広報誌の他、市公式のウェブサイト、Facebook 等に加え、本事業に特化した SNS の活用も検討したいと考えている。いずれにしても、様々な媒体を使用ししっかり発信をしていきたい。また子どもたちへの周知としては、小中高校生を対象にアンケートを実施するが、アンケート実施前には学校の先生を通して子どもの権利に関する授業もする予定。普及啓発活動を通じて子どもたちに届くよう、更なる発信方法を検討する。
会長 事務局	◇資料の「2. 制定までの取組」④こども・子育てに係る関係機関の対象は。 ●学校やフリースクール、施設や民間事業者など、幅広く日頃から子どもたちとかかわりのある30団体ほどを選定する予定。
事務局	(2) 誰でも通園制度の試行実施について ●参考資料2「令和6年度『こども誰でも通園制度』試行実施について」を用いて説明。 (説明省略)
委員	◇現在保育園の入園申請中の方も、制度の利用は可能か。また富田林市は国が示す利用時間を超えて、独自で細かい点まで検討されている。本事業が本格実施となる際、国は富田林市ほど手厚くはしないのではと思っているが、今後の展望は。
事務局	●現状保育園に入っておらず、入園申請中の場合も利用可能。その後保育園が決まれば、保育園入園に移行する。今後については、国において現在の試行事業の結果を踏まえ決定されると思われるため、調整できる面などを考え対応していく。
委員	◇①実施園が若葉保育園になった理由、②募集期間が短い周知できるのか、③令和7年4月以降の実施園数増加の予定について、教えてほしい。
事務局	●①は、国としては通常保育をしている園での実施も想定しているが、本市では待機児童が発生していることもあり、通常保育をしている園で預かれる場所がない。そのような中、公立で以前に一時保育をしており、現在使用できる部屋として若葉保育園を決定した。②については、現場としても初めての試みで

	<p>あり、様々なスケジュール要因からこのタイミングとなった。周知については広報誌の他に、公立私立両方の保育園で案内を配布。現在通園している子どもではなく、在園児の下のきょうだい児や園庭開放を利用している方を対象とした。6月5日前後には市のSNSでも配信予定。③については、今年度の実施状況によるところが大きい。実施する中で出てくる意見を踏まえ、実施園数を増加する可能性はある。</p>
事務局	<p>(3) 保育所等の認可定数の推移及び待機児童について</p> <p>●参考資料3「保育所等の認可定数の推移及び待機児童について」を用いて(説明省略)</p>
事務局	<p>(4) 富田林市(仮称)こども家庭センターの設置について</p> <p>●参考資料4「富田林市(仮称)こども家庭センターの設置について」を用いて(説明省略)</p>
委員	<p>◇こども家庭センターに分野が違うことを相談しに行く、例えばひとり親の手当のことなどを聞きに行くことは可能か。機能が一体化になったとはいえ、相談内容によって相談先を相談者が判断しないといけないのか。</p>
事務局	<p>●そのようになる。現状はこれまで通り母子保健については保健センターで児童福祉に関することは子育て応援課で対応する。</p>
会長	<p>◇その他に意見は。なければ次回の予定について、事務局より案内を。</p>
事務局	<p>●今回は、第三期計画に向けたサービス利用量の推計や目標設定などについての会議を8月中に開催予定。詳細は追って案内する。</p>